議案第８９号

調布市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和　８　年１１月３０日

提出者　調布市長　林　　明　裕

提案理由

使用料の額を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第　　号

調布市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

調布市市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成１４年調布市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「１５０円」を「２００円」に改め、同項ただし書中「１，０００円」を「１，３００円」に改め、同条第２項中「１，０００円」を「１，３００円」に改め、同条第３項第２号中「１５０円」を「２００円」に、「３００円」を「４００円」に改める。

第８条の２中「１５０円」を「２００円」に、「３００円」を「４００円」に改める。

別表を次のように改める。

別表第１（第７条、第８条関係）

区分	発行単位枚数（枚）	金額（円）
30分回数駐車券	20	3,600
	500	80,000
	1,000	140,000
	10,000	1,000,000
1時間回数駐車券	20	7,200
	500	160,000
	1,000	280,000
	10,000	2,000,000

別表第２（第７条、第８条関係）

区分		使用時間	単位	金額（円）
全日定期駐車券	屋内		月	22,000
	屋外		月	20,000
平日定期駐車券		月曜日から金曜日までの午前零時から午後12時まで。ただし、国民	月	13,000

	の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。		
1週間定期駐車券		週	7,000

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の調布市市営駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第８条第１項ただし書及び第２項並びに別表第１及び別表第２　１週間定期駐車券の項の規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る使用料について適用し、施行日前の駐車に係る使用料については、なお従前の例による。

3　改正後の条例第８条第１項ただし書及び第２項の規定は、施行日の午後８時から施行日の翌日の午前９時まで（以下「施行日の夜間」という。）の時間帯以後の夜間の時間帯に係る普通使用料について適用し、施行日の夜間の時間帯前の夜間の時間帯に係る普通使用料については、なお従前の例による。

4　改正後の条例別表第１及び別表第２　１週間定期駐車券の項の規定は、施行日以後に発行する回数駐車券及び定期駐車券について適用し、施行日前に発行した回数駐車券及び定期駐車券については、なお従前の例による。

5　この条例の施行の際、現に存する回数駐車券は、使用することができない。

6　市長は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの間に限り、この条例による改正前の調布市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の規定により発行された回数駐車券の返還を受けた場合は、改正後の条例第１２条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、既納の使用料を還付するものとする。

7　附則第２項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定める。